会員組合探訪

協同組合横手環境協議会

■組合の紹介

平成19年に横手市内の家庭系一般廃棄物の収集運搬を行っていた事業者が集まって任意団体を発足させ、今後の行政の方向性に沿いながら、業界のあり方等について議論を重ねてきました。その結果、同市における家庭系一般廃棄物収集運搬業務（以下、収集運搬業務とする。）の共同受注を中心に据えた事業の実施により、行政の効率化と業界の発展に寄与できるものと考え、平成22年12月に協同組合を設立しました。

収集運搬車

■主な事業の内容とその成果

組合設立後も各組合員企業14社が個々に横手市と契約し、収集運搬業務を行ってきましたが、平成23年に開催された種苗交換会や北東北インターハイ等のゴミ収集運搬業務を当組合が共同受注しました。その業務活動に際して、各組合員が法令遵守のもと収集運搬を円滑に実施してきたこと等が評価され、本年4月1日、横手市との収集運搬業務の共同受注契約を締結しました。

■今後の展開

組合では、収集運搬業務を行うに際して、市内に4,100カ所余りある廃棄物集積所を効率よく巡回するため、運搬車輌に番号が記載されたシールを貼る等の対応を図るほか、災害発生時等に迅速に対応するための緊急対応マニュアルを策定することとしています。

今後、横手市とのさらなる信頼関係の構築と、より一層の市民サービス向上のため、中小企業庁が証明する官公需適格組合の認定を目指して参ります。

【組合の概要】

- **所 在 地**　横手市平鹿町浅舞字福田399番地1
- **代表理事**　後藤　薫
- **出 資 金**　1,400,000円
- **組合員数**　14名
- **主な事業**　共同受注、共同購買
- **成立年月日**　平成22年12月28日

組合相談コーナー　役員と組合の関係について

Q　中小企業等協同組合法第35条の3で「組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。」とされていますが、具体的にどのような意味なのでしょうか？

A　「委任に関する規定に従う」とは、民法で規定されている「委任」の規定に従うという意味です。民法で規定されている「委任」とは，依頼者（委任者）が受任者に対してある特定の法律行為をしてもらうように委託し，受任者がその委託を受けることを承諾することによって効力を生じる契約です。

組合と役員の例で見ると、「組合」が、「役員（理事・監事）」に対して役員への就任を委託し、「役員」がこれを承諾することで、特別な契約書等を交わさなくても委任契約は成立し、別途報酬などを定めない限り、原則として無償契約とされています。
（役員に報酬を支払う場合は、総会での決議が必要です。）

また、組合と委任契約を結ぶのは組合員たる企業（法人）ではなく、あくまで役員（個人）です。例えば、組合の損失金を役員が弁償することになった場合、会社のお金ではなく役員個人の財布から出さなければならないことになります。

ここで、役員と理事の関係について確認してみましょう。
次の説明が正しければ○を、誤っている場合は×を付けて下さい。

1　組合の理事に就任したが、会社の社長が交代したので自動的に新社長が理事を引き継ぐ。
2　理事会に出席できないため、会社の専務を代わりに出席させる。
3　理事の辞任は理事会の議決事項である。

※回答は最後のページに掲載しています。